

令和6年度第1回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■ 日 時

令和6年11月22日（金）午前10時00分～午前11時10分

■ 場 所

宇都宮市役所（地下1階） 災害対策本部室

■ 出席者

[委 員] 麦倉委員，佐々木委員，興野委員，福田委員，中澤委員，山崎委員，
池本委員，安藤委員

※ 欠席者（渡辺委員，増山委員）

[事務局] 障がい福祉課

課長，課長補佐 ほか9名

子ども発達センター

副所長，相談グループ係長

■ 公開・非公開の別

公 開

■ 傍聴者

な し

■ 会議経過

1 開 会

2 議事

(1) 報告事項

令和6年度における障がい福祉施策の新規・拡充事業の取組状況について

《発言要旨》

委員

医療的ケア児在宅レスパイト事業や通所通学の移動支援事業において，市が単独で実施している事業を教えて欲しい。

事務局

レスパイト事業は市が単独で実施しており，先駆的な事業である。

移動支援事業も市が独自で実施している事業である。

委員

重度障がい者向けグループホーム補助金も市独自の事業だと思うが、建設費、設備費を考えると、補助金額が十分ではない。重度障がい者向けのグループホームは、今後、更に求められていくと思われるので、国や県との連携や市で他にできることを検討して欲しい。

委員

相談支援の充実について、他市では基幹相談支援センターの相談員がいるようだが、宇都宮市では基幹相談支援センターの相談員が誰なのか分からないため、他に相談することになってしまう。相談先が分かるよう名刺に記載するなど、相談先を分かりやすくして欲しい。

事務局

障がい福祉課の相談支援グループの係員が、基幹相談支援センターの役割を兼ねているが、利用者にとって相談先が分かりやすくなるよう、工夫する。

委員

障がい者スポーツ体験会の「モルック」は誰にでもできるスポーツであり、障がい者スポーツではない。表現について検討して欲しい。

ノンステップバス、タクシーの購入費補助について、実績なしとなっているが、今後、発生する見込みはあるのか。

重度障がい者向けグループホーム補助金の実績が相談中1件となっているが、給付見込みはあるのか。

障がい者への理解促進について、工業団地などにリーフレットを配布したとなっているが、市独自のリーフレットを今後作成する予定はあるのか。市民は障がい者への接し方、支援の仕方がわからないので、市民の理解促進の啓発を進めて欲しい。

事務局

障がい者スポーツ体験会の「モルック」の記載については、表現を工夫したい。

ノンステップバスやタクシーの購入費補助については、現在、今年度の実績はなく、手続きを進めているなどの話も所管課から聞いていない。

委員

医療的ケア児レスパイト事業の対象者を18歳から20歳に引き上げた理由はなぜか。

事務局

高校世代を越えた後でも親元から離れられないことなどもあり、対象を20歳まで引き上げた。この引き上げにより、数名の方が事業対象として継続できているなど、より多くの方の心理的負担の解消等に繋がっている。

これまで一般的な保険費用の中でできていたが、本市としてプラスアルファでサービスを提供していきたいということで実施した。

委員

相談支援の充実について、横のつながりとして、相談支援部会に委託事業者（障がい者生活支援センター）だけでなく、成年後見センターを入れたことは良い取組だと思うが、実績として地域包括支援センターはどのように入ってきているのか。会議に参加している地域包括支援センターは何件あるのか。

事務局

地域包括支援センターとの打ち合わせについては、全ての地域包括支援センターとの担当者会議の場に、障がい者生活支援センターも参加しており、5つのブロックごとに、それぞれ意見交換を実施している。

委員

発達支援の充実でICTを活用した手法とは具体的にどのようなものか。

事務局

ICTを活用した手法については、園訪問をした3か月後にフォローアップで園の先生方と話をする機会を作っているが、これまで電話で行っていたものにZoomを活用し、子どもの作品や互いの顔を見ながら話しができるようにした。

委員

困難な相談に対応するためにエールUを作ったが、エールUを担う地域包括支援センターでは精神の専門家がおらず、精神障がいに関する相談をしても対応が分からないと言われる。対応ができるようにして欲しい。

(2) 協議事項

情報バリアフリー推進ガイドラインの改定について

《発言要旨》

委員

資料3の素案に、障がい特性の記載がないと、一般の方は分かりづらいと思う。

「第2章 障がい特性に応じた配慮」は、障がい種別ごとにまとめて記載した方が分かりやすい。

6ページの聴覚障がいの配慮事項の問い合わせ手段について、「メールなど」とせず、FAXなど具体的な手段を表記した方がよい。

委員

素案の「第3章 各取組への考え方や配慮」の災害時等の緊急時における配慮については、どこにいる場合なのか、どの時間帯なのかによって対応が異なるため、緊急時の適切な行動に繋がるように、障がい種別ごとの行動指針など細かく記載することを検討して欲しい。

委員

障がい特性に触れながら配慮事項を記載した方が良い。

委員

障がい特性は細かく記載する必要はなく、例えば、「自閉症の方は視覚優位にあるから、こういうことが良い」などと記載すれば良いと思う。

注意欠陥多動性障害に対する情報面での配慮事項については、敢えてガイドラインに記載するような内容はないため、どこまで記載が必要なのか検討が必要だと思う。

素案はすべてゴシック体で表記されている。これは重要なことで、弱視の方はゴシック体が見やすい。自閉症の方は明朝体などの書体では、文字の「はね」が気になったりする。わかりやすい、見やすいようにガイドラインの改正をして欲しい。

委員

前の話だが、教科書の文字が見えづらい子もいて、母親が文字を打ち直したという事例もあったため、文字についても配慮してもらえるとありがたい。

委員

「第2章 障がい特性に応じた配慮」において、高次脳機能障害は精神障がいと異なる箇所に記載されているが、精神障がいではないか。

事務局

今後、いただいた意見を参考に整理する。

委員

素案4ページのヘルプマークの後に、お店の窓口にシールを貼る「障がい者サポート企業制度」を記載することも考えられるが、今はどのような取組状況なのか。

事務局

制度としては開始しており、これからステッカーデザインを発表するところである。現在、対象となる企業を募集しており、決定した場合には、企業に自社PRしていただくほか、市のホームページなどで公表することを考えている。

委員

就労支援に協力している企業に限定されているのか。

事務局

就労に特化しているわけではなく、バリアフリー化や従業員の意識醸成なども判断基準として認定企業として表彰する。

3 その他

4 閉会